

税務・財務情報 第2907号

「稼ぐチカラ」を後押しします！ ～中小企業等経営強化法～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

稼ぐチカラを後押しします！ ～中小企業等経営強化法～

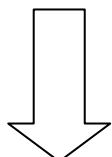
1 はじめに

労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者・中堅企業（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）の経営強化を図るため、事業所管大臣の事業分野ごとに指針を策定するとともに、当該取組みを支援するために平成 28 年 7 月 1 日に「中小企業等経営強化法」が施行されました。

今回は、「中小企業等経営強化法」の支援についてご紹介いたします。

2 「中小企業等経営強化法」の目的

- ・ 生産性向上の必要性
- ・ 業種横断的な経営課題への対応
- ・ 業種別の経営課題への対応
- ・ 中堅企業の重要性

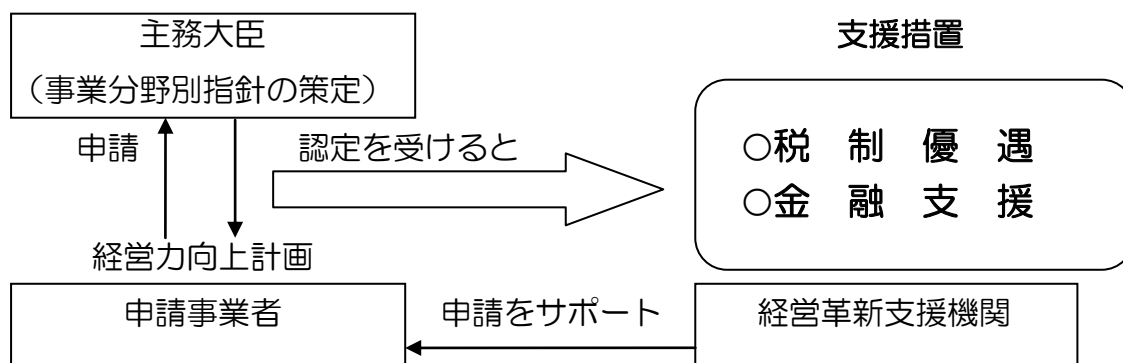


(1) 政府が生産性向上に役立つ取組みを分かりやすく提供

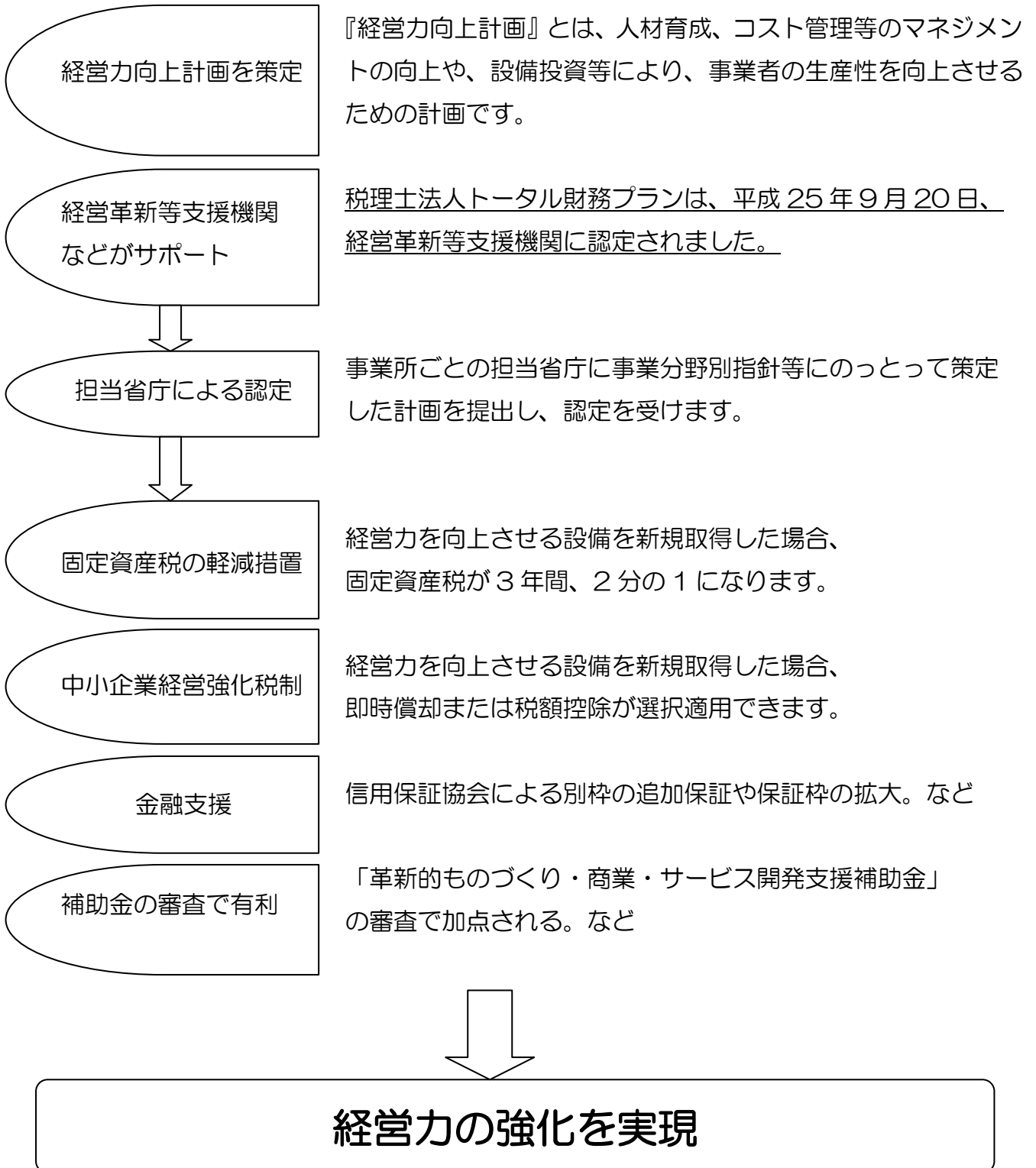
事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定

(2) 生産性を向上させる取組みを計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援

中小企業・小規模事業者等は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した『経営力向上計画』を各大臣に申請



3 支援の流れ



4 固定資産税の軽減（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が 3 年間にわたって 2 分の 1 に軽減されます。

要件	工業会から証明書を取得 (生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備)
対象設備	・機械装置（最低価額 160 万円以上／販売開始 10 年以内） ・一部の工具（30 万円以上／5 年以内） ・器具備品（30 万円以上／6 年以内） ・償却資産として課税される建物附属設備（60 万円以上／14 年以内）

※一部の設備については対象地域・対象業種が限定されています。

5 中小企業経営強化税制(平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除（取得価額の 10% 又は 7%）を選択することができます。

類型	A 類型・工業会証明	B 類型・経産局確認
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	・機械装置（160 万円以上／10 年以内） ・一部の工具（30 万円以上／5 年以内） ・器具備品（30 万円以上／6 年以内） ・建物附属設備（60 万円以上／14 年以内） ・一部のソフトウェア（70 万円以上／5 年以内）	・機械装置（160 万円以上） ・工具（30 万円以上） ・器具備品（30 万円以上） ・建物附属設備（60 万円以上） ・ソフトウェア（70 万円以上）

6 上記 4 5 の適用を受けるための経営力向上計画の申請・認定時期

【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得する

【例外】 設備取得後に経営力向上計画を申請する

※ 設備取得日から 60 日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。

※ 固定資産税の軽減を 3 年受けるためには、遅くとも設備を取得した年の 12 月 31 日までに認定を受ける必要があります。

※ 中小企業経営強化税制を受けるためには、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した事業年度内に認定を受ける必要があります。

7 最後に

今後、国は「経営力向上計画」を利用した追加支援策の検討も進めています。

何かご不明な点がございましたら、弊社までご相談ください。